

相模原市農業委員会第34回会議議事録

開 会 日 時 令和3年12月27日 午後1時40分

閉 会 日 時 令和3年12月27日 午後3時22分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 第2会議室 他

出 席 委 員 (○印)

①	西山和秀	⑩	小林康史	⑰	高橋三行
②	八木拓美	⑪	齋藤憲一	⑱	天野明
③	關山富雄	⑫	菱山喜章	⑲	加藤正博
⑤	江藤昭利	⑬	八木健一		
⑥	阿部健	14	金井睦		
7	渋谷利雄	⑮	榎田和子		
⑨	市川忠孝	⑯	藤村達人		

出席委員 15名

欠席委員 2名 (7番渋谷利雄委員、14番金井睦委員)

傍聴人 0名

事務局 齊藤ますみ 高野弘明 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 齊藤綾子
宮下栞

議事録署名人 議長

議席19番

議席6番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第18回農地利用最適化推進委員連絡会報告
3	議案第64号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第65号	農地法第5条の規定による許可申請について
5	議案第66号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第67号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第68号	農用地利用配分計画の作成について
8	報告第59号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
9	報告第60号	農地所有適格法人の報告について
10	報告第61号	特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について
11	報告第62号	農地造成工事の完了報告について
12	報告第63号	非農地証明書の発行について
13	報告第64号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
14	報告第65号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
15	報告第66号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、We b会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

それでは、ただいまから、相模原市農業委員会第34回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。

事務局（高野次長）

（議席順に各委員の出席を確認）

議長（八木会長）

ただいまの出席委員は15名で定足数に達しております。

本日、7番渋谷利雄委員、14番金井睦委員より、欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、19番加藤正博委員を御指名いたします。

日程1 会務報告

日程2 第18回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」及び日程2「第18回農地利用最適化推進委員連絡会報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

[特になしの声]

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、以上で「会務報告」及び「第18回農地利用最適化推進委員連絡会報告」を終わります。

日程3 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程3議案第64号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-21から3-22は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-21から3-22は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が、地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、3-21が緑区大島の畑、1筆、273㎡、3-22が同じく緑区大島の畑、2筆で、合計318㎡です。地下トンネル建設に伴う区分地上権についての説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第64号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程3議案第64号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第65号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-16から5-21及び5-1042から5-1047は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号5-16は、譲受人の有限会社杉本住宅が、譲渡人の所有する緑区大島の農地、1筆、314㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、建築業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たな資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、安全鋼板高さ2mで土留めする計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立大島小学校の南約210mです。

続きまして、收受番号5-17は、借受人のゆうゆう農園株式会社が、貸出人の所有する南区新戸の農地、4筆、1,882㎡を、使用貸借権を設定し、田から畑へ転換するための一時転用の申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由といたしましては、現在、稲作を行っていますが、畑へ転換し、サツマイモ、里芋などの露地野菜栽培をするための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、隣地境界より勾配をつけ、整地する計画です。申請地は新磯まちづくりセンターの南西約430mです。

続きまして、收受番号5-18は、借受人の学校法人北里研究所が、貸出人の所有する南区麻溝台の農地、3筆、2,022㎡を賃借権の設定により借受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地及び第2種農地です。申請理由といたしましては、借受人は校舎の建て替え及び新校舎の建築工事に伴い、職員の駐車場が不足するため、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、安全鋼板及びネットフェンス高さ1m20cmを設置して土留めする計画です。雨水については、雨水浸透側溝を設置し、敷地内浸透とする計画です。申請地は北里大学病院の西約260mです。

続きまして、收受番号5-19は、借受人の学校法人北里研究所が、貸出人の所有する南区麻溝台の農地、2筆、1,930㎡を賃借権の設定により借受け、駐車場として

転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、借受人は校舎の建て替え及び新校舎の建築工事に伴い、職員の駐車場が不足するため、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、安全鋼板及びネットフェンス高さ1m20cmを設置し、土留めする計画です。雨水については、雨水浸透側溝を設置し、敷地内浸透とする計画です。申請地は北里大学病院の西約180mです。

続きまして、收受番号5-20は、貸出人の所有する緑区大島の農地、2筆、226㎡を借受人が貸借権の設定により借受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第1種農地及び第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、実家の離れに居住しており、子供も成長し、手狭なため、新たに自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み2段を設置して土留めする計画です。雨水については、雨水浸透柵を設置する計画です。汚水については公共下水道に接続します。申請地は市立大島幼稚園の南東約170mです。

続きまして、收受番号5-21は、譲受人の有限会社流通商事が、譲渡人の所有する南区新磯野の農地、2筆、1,982㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、譲受人は運送業を営んでおり、車両の増加などに伴い、現在使用している駐車場が手狭となったため、現在の駐車場を一部返却し、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、鋼板高さ5cmから10cmを設置して土留めをする計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若草中学校の北西約230mです。

以上で本庁分の説明を終わります。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の6件について説明いたします。引き続き、7ページから9ページを御覧ください。

收受番号5-1042は、借受人の東鉄工業株式会社が、貸出人の所有する緑区与瀬の農地、2筆、1,345㎡のうち682.60㎡に貸借権を設定し、仮設現場事務所及び駐車場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、JR中央線相模湖-藤野間での落下防護設備設置工事に伴う仮設現場事務所及び駐車場として一時転用するもので、一時転用の期間は令和7年6月30日までです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、周囲に万能鋼板高さ3mを設置するとともに、雨水については、地盤をアスファルト敷きとしつつ、雨水浸透施設を設置することによる敷地内浸透とし、汚水については、合併処理浄化槽を設置して処理する計画です。申請地はJR中央線相模湖駅の北西約930mです。

続きまして、收受番号5-1043は、譲受人が譲渡人の所有する緑区三ヶ木の農地、

1筆、595㎡の所有権移転を受け、住居兼事務所として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線の建設に伴う収用のため、新たに自己住宅兼事務所を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土留め策として、既存の間知済み擁壁を使用するとともに、新規にコンクリートブロック1から3段及びRC擁壁1～1.5mを設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水については公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は三ヶ木バスターミナルの南約360mです。

次に、收受番号5-1044は、借受人である株式会社北陵開発が、貸出人の所有する緑区川尻の農地、2筆、1,720㎡のうち1,588.45㎡に使用貸借権を設定し、農地造成を行うための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、作付予定の作物に適した土壌への入替えをするもので、一時転用の期間は令和4年4月30日までです。なお、造成完了後は、ざる菊の栽培を予定しています。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土留め策として、周囲に土留め矢板高さ10cmを設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は太陽の子幼稚園の南西約110mです。

続きまして、收受番号5-1045は、譲受人である株式会社美都住販が、譲渡人の所有する緑区三井の農地、1筆、552㎡の所有権移転を受け、建売住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、建売住宅1棟を建築し、販売するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土留め策として、既存のRC擁壁を使用するとともに、コンクリートブロック3段を設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水については合併処理浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は又野メスレーの里公園の北西約520mです。

続きまして、收受番号5-1046は、譲受人である丹沢産業有限会社が、譲渡人の所有する緑区青野原の農地、1筆、1,038㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在使用している資材置場が手狭なため、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、隣地との境に土留め鋼板43.5cmを設置するとともに、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は青野原診療所の西約490mです。

続きまして、收受番号5-1047は、譲受人である有限会社神津土地が、譲渡人の所有する緑区青野原の農地、2筆、858㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、特定建築条件付売買予定地とするものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、宅地の外周に土留め鋼板43.5cmを設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申

請地は市立青和学園の東約2,010mです。

以上で説明を終わります。

事務局（高野次長）

私から1点、補足説明をさせていただきたいと思います。総会資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

收受番号5-16でございますが、先ほど、隣地との境に安全鋼板高さ2mのものを設置するという御説明がありました。先日の役員会の中で同様の御説明をしました際に、会長、副会長から、隣接する住宅があるので、そちらとの調整はしっかりやって了解を取っていただくように、その旨伝えるようにという御指示をいただいておりますことを付け加えさせていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-16及び5-20については、緑区担当委員、阿部健委員、お願いいたします。

6番（阿部委員）

まず、5-16について報告します。12月22日午後に、山口推進委員と現地調査、確認をしてきました。現地は、作付はされてはいませんが、しっかりと耕うん管理がされた畑地でありました。境界についても、しっかり石杭が入って確認ができたところです。ただ、今、事務局から説明があったんですが、資材置場と駐車場に転用するというので、隣接する住宅が1mちょっとのところにあるわけなんです。高さ2mの安全鋼板が立つということで、山口推進委員、私も、圧迫感が強過ぎる、将来の問題がないように、ここだけはしっかりと了解を取っておくことが必要なんだろうなと思っています。

それからもう1件、5-20です。同じく22日の午後に、山口推進委員と現地調査、確認をしてまいりました。これも作付はされていませんが、きれいに耕うんがされた、よく管理された畑地でありました。境界もしっかり確認ができました。いわゆる農家分家ということなんだろうと思います。問題ないものと思います。

以上、報告ですが、御審議よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5-17及び5-21については、南区担当委員、西山和秀委員、お願いいたします。

1番（西山委員）

12月23日に現地調査に言ってまいりました。5-17につきましては、田んぼの中の一画です。そして、昨年、今年度は、田植えをした後、全然、草取りに来ず、隣接地に対してヒエの種等を飛ばして、大変、苦情が出ていたところです。私個人としては反対ですが、隣接地の皆さんが垂直の境界ではなくて、法面を作って境界にしてもらえれば、機械の接触等もなくいいだろうということで、法面を作って土盛り、造成することになっております。しかし、法面が広ければ広いほど草が出ますので、その管理が必要かと思われ、耕作者には厳しく指導させていただきたいと申し伝えております。

書類がそろっておりますので適切と認めますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

もう1件、5-21につきまして、同じく12月23日に現地調査へ行ってまいりました。1,982㎡の広さがありますが、これは麻溝台・新磯野の中でも一、二を争うようなごみと残土の山でした。大変な御苦勞があったものと思います。現在では大変きれいになって整地されておりました。そして、ここのところは前回、ごみを盛って山になっていた部分ですので、道路のほうに若干、土がまだ出ているような状態です。ですから、ここのところは道路境を明確にして土を戻す、あるいは道路が大分へこんでおり、ちょっと斜めになっている坂みたいなところですので、対応をしっかりとさせていただきたいと思います。きれいになった分、何の問題もありません。これからも、別の農地も対応させていただきたいと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5-18及び5-19については、南区担当委員、關山富雄委員、よろしくお願いいたします。

3番（關山委員）

12月20日に現地を見てまいりましたが、5-18、5-19については、両方とも周辺が駐車場の中、農地がそこだけ残っているような感じですが、実際、農地自体は、よく管理されている状況でした。周囲がそういう状況ですので、道路とか、他への影響というのは特にないように思われます。借手の方が既に駐車場でやっておられますので、雨水等の対策を、しっかりとされるようになっておりますし、現在もきれいな環境で駐車場として使用されていますので、細かい点については事務局の説明どおりですが、特に問題ないのではないかなと思われます。こういう状況ですと、農地を手離すというのはやむを得ないのかなと感じる状況でした。この案内図を見ていただければ分かるかと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5-1042については、相模湖地区担当、江藤昭利委員、よろしくお願いいたします。

5番（江藤委員）

12月21日に現地調査に行ってきました。今回は、案内図の左側の筆に2階建ての仮設事務所とトイレ、右側の筆に駐車場6台分を設置するような形ですね。事務局の説明どおり、雨水は雨水浸透施設に勾配をつけて排水するような形にしてありますし、あと、土の流出も特に問題はないと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5-1043については、津久井地区担当、菱山喜章委員、よろしくお願いいたします。

12番（菱山委員）

12月24日に、加藤推進委員と一緒に現地調査へ行ってまいりました。事務局の説明のとおり、何ら問題のない、日当たりもよくて、結構いい土地になっているような感

じでした。特に問題ないと思いますので、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5-1044については、城山地区担当、齋藤憲一委員、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

案内図は9ページを御覧ください。12月25日に現地調査をいたしました。申請は農地造成で一時転用ということで、来年4月30日までに行うということでございます。所有者、依頼者は同じですけど、申請者は別ですね。この方は、施設園芸で花の苗とか野菜の苗、シクラメン、こういったものを中心に栽培をいたしまして、申請地の隣の東側一帯がハウスあるいは直売所になっております。JAの販売所や、市場などに出荷している若手のホープであります。特に、農地をいい状態にして、次に考えている耕作物、そういうものに向かってということでございますので、周りの状況も特に問題があるようなことはございませんでした。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5-1045については、津久井地区担当、市川忠孝委員、お願いいたします。

9番（市川委員）

12月22日に、高木推進委員と現地を確認してまいりました。現地は津久井湖の名手橋を渡りまして間もなくのところ、境界杭も確認し、少し南傾斜のあるところで、現地の下側に少し作物をつくっている畑があるもので、雨水に注意していただければ問題はないのではないかと思います。よろしく御審議ください。

以上です。

議長（八木会長）

引き続きまして、収受番号5-1046及び5-1047については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いいたします。

2番（八木委員）

12月25日に、地区担当の井上推進委員と現地の調査へ行ってまいりました。まず、5-1046について、案内図を見ていただくと分かるんですけども、国道からちょっと入ったところになりまして、地図で見ると道が細くて、資材置場で、ちょっと危ないのかなという印象があったんですけども、実際行ってみると、障害物もなく、車の出入りというのは割と容易にできるということで、そこについては心配はないのかなと感じました。周りについても、耕作されていないところはあるんですけども、草自体は現地も含めた上できれいにされていますので、正直、使いやすい農地だなという部分もあるんですけども、今回、転用ということで問題はないのかなと思いました。

続きまして、5-1047について、割と住宅も周りに点在してまして、案内図を見ていただくと分かるんですけども、手前側を何件か、この土地自体、結構、段々になっているような土地、栗畑になっているんですけども、住宅が隣接しているところについては擁壁が組んであるので、雨水の関係については問題はないのかなと思われま。それで、隣接する②になっているほう、こちらの左側の面というのは、耕作されている方がいらっしゃるの、こちらの面について重点的に、雨水、土砂の流出などがな

いように指導していただければと思います。転用については問題ないと思われます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

6番（阿部委員）

収受番号5-1044で、農地造成、一時転用があるわけなんですけど、土を取って、土をまた持ってきて埋め戻すようで、この借受人の法人は、緑区大島で農地造成した後にミカンを植えるということで、11月1日総会で5条許可を受け、その場所の土の入替えをやっているんです。75cm掘った後、95cm埋め戻すという計画だったんですが、実際のところ、えらく掘ってしまっているんですね。実は昨日、午前、それから午後、現地に確認に行って、作業している人がいましたので、何でこんなに掘ってしまっているのかと聞いたところ、土が足りないから掘り出したという話を聞き取りました。それでいいのかと思いつつながら、これはなかなか難しい問題だよということで、すぐ埋め戻しますと答えていたわけなんですけど、なかなか計画どおりにやっていないのではないかなと思える会社だったなと思いました。この辺、よく徹底して、会社に話をしておいたほうがいいのではないかなと思いましたので、発言をさせてもらいました。この話は、近所に農地を持っている2人から、えらく深く掘って、何か変なものを埋めているのではないかと心配があるので確認して欲しいということで、私のところに通報があったものです。そういう状況がありましたので報告させていただきます。

以上です。

16番（藤村委員）

今の5-1044、齋藤委員の説明だと、若手で頑張っていらっしゃるということなんですけど、インターネット上の航空写真を確認しますと、数年前までは貸し農園みたいな感じでやられていて、一応、農地として使われているんですが、3年ぐらい前にきれいさっぱりして、防草シートが敷かれたままの状態です。阿部委員がおっしゃられたような、業者に目をつけられたという感じもしないではないかということなので、農地造成するんだ、頑張るんだということであれば、それで結構なんです。ですから、前々から私は言っていますけれども、きちんとやるのか、または今後どうするのかなどきちんと確認しておかないといけないと思います。業者の書類ですと、やりますというだけの話なので、やったら終わりですから、やはり、施主さんに今後ともしっかりやるということを認識してもらおうということも必要だと思うので、そこもしっかりやっていただきたい。

以上です。

11番（齋藤委員）

まず、借受人、使用貸借権の設定の会社ですけど、この会社の正当性はどうかということとは私自身も分かりません、それについては分かりません。ただ、今現在、ここで出ている貸出人がここで非常に広範囲にわたってやる中で、入れ替えてやる、きっちりとやるということについては、本人に会って直接話は聞いていませんけど、それについては、どう見ても問題ないのではないかと判断します。先ほど藤村委員が言われたように、シートが敷いてあるというのは、お父さんが亡くなられた後、お母さんが1回引き継いで、それから貸出人が戻って、お母さんと一緒にやっているという状況です。シートを敷い

であるということは、確かに現状は草が出ないようにシートが敷いてある場所なんですけど、結局、そこをきちっと整地をして、土を入れ替えて、さらにその脇のハウスも全部そうですから、その一帯についてやっていこうということで、地主、それから依頼者である本人は、まず信用していいのではないかと私は判断しています。問題は、その業者がどうだということについては、私自身もはっきりと、これはどうだということはいえませんが、その辺は事務局から、入替え作業のときに現地を見たり、問題ないように基準に従ってやっているかどうかは確認していただければ、それがベストであると判断いたします。

以上です。

6番（阿部委員）

先ほど言葉足らずで終わってしまったんですが、貸出人は全く問題はないと思いますし、この業者さんについても、しっかり、農業委員さんなり事務局なりでチェックをして、みんなで見ていく必要があるんだろうなと思います。ただ、この会社は、そういうことをやっていたというのが確認できているし、そういう通報を受けて、ほかの農業者も見ているわけですので、しっかりとチェックをする必要があるんだろうなと思います。この申請については、正当な内容で出てきているんだと思いますので、そうしたことで異議はないところですが、ただ、チェックをしっかりやって、いい農地として保全していくことが必要なんだろうなと思います。

以上です。

事務局（高野次長）

貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。今、最後に阿部委員からお話がありましたけれども、やはり、事務局もそうですし、地元におられる農業委員さん、推進委員さん、皆様の目ということもあろうかと思えます。そういった形で、しっかり計画どおり施工していただけるように努めていくということが重要かと思えますので、そのように取り組んでまいりたいと思えます。よろしく願いいたします。

16番（藤村委員）

阿部さんがおっしゃられるのは、それで工事はいいとして、転用目的、申請理由の中に、作付予定の作物に適した土壌に入替えをする、こんなことを書けばいいという話ではないでしょう。作付予定を確認して、その作物に合う農地にしていけばいいと思います。

事務局（松浦所長）

作付予定の作物については、説明の中でも申し上げましたけれども、御本人さんは、ざる菊を栽培して販売する。施設園芸もやられていますので、その中で販売していきたいということをお話を聞いています。先ほどの補足になって申し訳ないんですけども、現在は、各委員さんがおっしゃっていましたけれども、ハウスで花卉栽培をやられていて、実際にそちらの土地についても、シーズン中は苗のポットとかを置いて利用していたと。たまたま今はシーズンからまた外れてしまいますので、防草シートが見えた形にはなっていますが、シーズン中は、お隣のハウスで栽培するための苗のポットを置いて使用していたというような話も聞いていますので、一応、補足で御説明しておきます。

以上です。よろしく願いいたします。

16番（藤村委員）

確かに、ざる菊というのはありましたね、それが頭から吹っ飛んでいた。ただ、ざる菊だったら、はっきり言って、どこでもできるではないですか。まあ、それはそれでいいのかなという気はしますよね。やっぱり、そういうのを一つずつ確認しながら認可していくというのがいいのではないですか。

以上です。

事務局（松浦所長）

すみません、補足になりますけれども、そちらの農地については、今現在は雑草が結構、もともと生えていたところで、生えづらくて、植付け後の管理がしやすいということで、土を入れ替えたいというお話です。また、赤土に関しては、肥料もちがよく、保水性もあるということで、花の栽培に適しているためと御本人がおっしゃっていますので、そこについて藤村委員から御質問がありましたので補足をさせていただきます。

以上です。

10番（小林委員）

ちょっと確認したいんですけれども、収受番号5-17の農地造成、田んぼから畑ということで、譲受人の方が聞いたことがある農業法人の名前なんですけど、この法人が造成の工事をするということでしょうか、その後、譲渡人が畑を使うということでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

こちらの法人ですが、名前が紛らわしいんですけれども、小林委員が承知されている農地所有適格法人とは別なんです。最後の漢字、こちらは「農園」となっているんですけど、農地所有適格法人のほうは「農場」になっているんです。よろしいでしょうか。

10番（小林委員）

分かりました、すみません、ありがとうございます。

事務局（伊藤担当課長）

ですので、造成後の農地については、所有者さんで、里芋であるとか、大根であるとか、夏場はトマトということで、営農計画としては、自分でやるということで計画書はいただいております。

以上でございます。

10番（小林委員）

分かりました、ありがとうございます。

16番（藤村委員）

今の5-17のところなんですけど、西山委員がおっしゃられたように、この一帯、ぼつぼつと畑に変えられているところもあるので、こういう使い方はやむを得ないかなという気はしないでもないですが、基本的には、やっぱり一体となって水田でやるほうが、周囲の農家さんも含めて、望ましい姿だと思いますよね。この農園さんが自分でやるのかなと思ったんですけど、施主の地主さんが変えるのならしょうがないでしょうね、これも見守っておく必要がありますね。西山委員がおっしゃられるように、雑草になっていたから、下手すると業者に狙われたのかなという気もしないでもないから、やはり今後は、申請者は施工業者さんなんですけど、本人に何らかの形で、畑をしっかりやるんですねというのを確認しながらやってほしいと思いますね。

以上です。

議長（八木会長）

ありがとうございます。

16番（藤村委員）

別件です。

議長（八木会長）

はい。

16番（藤村委員）

5-16ですけれども、これも阿部委員がおっしゃられていたように、2mの鋼板で壁を造るというのは、全くいかなものかという感じですよ。普通の宅地であれば、家の境から何cm離して建物を建てるとか、建築基準法が適用されるんですけど、例えば、私の家のすぐ近くに資材置場があって、電柱の高さぐらいの壁を造ってやっているんですね。ですから、宅地の前に2mの壁を造られて、たまったものではないというのは近隣の住民の感情もあると思うので、農業委員会として、申請手続きの中で鋼板の高さなど指摘できることはないのでしょうか。

事務局（高野次長）

今、藤村委員から、2mの安全鋼板はどうなんだという御指摘だと思いますが、こちらの転用の目的が資材置場ということもありますことから、盗難防止というか、資材を守るという意味もありまして、鋼板については一定程度の高さが必要ということで、こういった高さになっていると思っております。そして、今回設置します鋼板が基準から見た場合には特に問題になるようなものではないということですので、これを何か法的規制の中で改善するよということとはできない内容になってくると思っております。

一方で、お隣に住んでいる方からすると、おっしゃるとおりの環境の変化があるということもありますので、まさに会長、副会長もそこを御心配されて、十分に隣家と調整をして了解を取ってほしい、そのように伝えてほしいという御指示があったということですので、そういった中で、施工業者に適切な対応をしてもらうということが現実的な形での解決策かなと考えております。

以上です。

6番（阿部委員）

案内図を見ていただきますと、2ページ、収受番号5-16のところですが、去年の春頃だったんですかね、やっぱり資材置場と駐車場にするというのが、今ある現地の左のほうにずっと行きますと広い通りにY字路でぶつかるわけなんです、その住宅の横が資材置場と駐車場になったわけです。これはある住宅の人とやり取りをしてもらって、初めは安全鋼板という計画だったんですが、住宅の横は3段ブロックにフェンスに変更して、道路側は安全鋼板になりました。業者は盗難防止とかそういうことがあって中は見えないようにしたいということだったんですが、住宅側はブロックとフェンスにして、そういう改善がされたというのがあります。今回のところも、ぜひ、そのようになるといいなと。住宅のすぐ横に2mの安全鋼板ができてしまったら本当に圧迫感があるものになってしまうと思うので、そういうことが調整できれば、調整した上で進めたほうがいいのではないかなと思ったところでした。

以上です。

事務局（高野次長）

すみません、最後の補足ということで御説明いたします。先ほど申し上げましたとおり、法的な規制という意味ではできないわけですが、現実的にはという御指摘だと思います。そして、この件につきましては、まだ総会での御了承をいただけてはおりませんが、譲渡人、また、その代理人等との調整というのは実際進んでおり、そういった中で既にそういった懸念があるので、しっかり調整してほしいということは事務局からお伝えはしているところでございます。そういった中で適切な対応をしていただけることを期待したいなと思うところでございます。

以上です。

11番（齋藤委員）

案内図2ページの5-16、これはやっぱり住宅に接近し過ぎていますので、私も城山でこういう場所を何度も見ているんですけど、②の方から向かって写真を撮った住宅のほうに、資材置場ということで、どんなものを置くのか分からないんですけど、長物みたいな立てるものを置くのか、要するに、上にあまり高さが低いようなものを、ただ下に置くようなことなのか、資材置場の置場がちょっと曲者なんですね。要するに、案内図の①の方から写真を撮った、左側は畑なんですけど、そちら側に物を置かせるような方法、それで、住宅のほうは車、車だったら後ろにガスが出ますから、バックでは停めさせない、そういったことをきちっと指導しないと、こういう問題は城山のところで何件もいろいろ出たので、私もこの部分については、所長等含めて、相手の代理人なりにきちんと、物を置く資材の高さなどをよく考慮して、しっかりと指導しないと、脇の住宅にかなり迷惑がかかるのは見えていますから、この辺、しっかりと事務局でやってほしいなと希望いたします。

以上です。

事務局（伊藤担当課長）

土地利用計画図を見ますと、隣の家の側については、木材の加工、組立てをする作業スペースということで計画がされております。ただ、これはあくまでも計画ですので、実際に資材置場にして整備したところで使い方というのは変わってくる可能性はありますけれども、当初の計画によると、作業スペースということになっております。南方についても建物がありますけれども、そちらは住居ではなさそうなんですけど、そちらについても、脚立であるとか、2段式のはしごであるとか鉄鋼資材、そういったものを置くような形で、高さがどれくらいということは特段書いてありませんけど、現場で使うような資機材、そういったものを置く予定になっております。ですので、隣接するところについて置くものというのは、それほど高さを伴うようなものではないということで計画がされているようです。いずれにしても、土地の利用については、法的に規制をかけるということはできませんので、それはやはり使う方と隣地の方とで調整を取っていただくということしか、こちら側としては言うことはできません。

以上です。

16番（藤村委員）

いいのかわからないけど、今、インターネットで一生懸命見てみたら、すぐ近くに、先ほど説明があったように、似たような業者の資材置場が見えますよね。さっきおっしゃられたところだと思うんだけど、鋼板の壁がしっかりと、ぐるりと回っています

ね。皆さんが危惧される以上の立派なものがついていますね。これは、できたら、隣の方は、びっくりするでしょうね。

以上です。

議長（八木会長）

ほかにはよろしいでしょうか。

[なしの声]

議長（八木会長）

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第65号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程4議案第65号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5議案第66号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、2番八木拓美委員には、恐れ入りますが、御退出をお願いいたします。

2番 八木拓美委員 退出

議長（八木会長）

それでは、日程5議案第66号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1048から5-1049は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の2件について御説明いたします。11ページを御覧ください。

收受番号5-1048は、譲受人である株式会社さがみこファームが、貸出人の所有する緑区青野原の農地、1筆、1,067㎡に賃借権を設定し、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、農業を営んでおり、ブルーベリーの摘み取り事業を行うに当たり、新たに来客用の駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め板70cmを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青和学園の東約1,660mです。

続きまして、收受番号5-1049は、5-1048の関連で、借受人である株式会社さがみこファームが、貸出人の所有する緑区青野原の農地、1筆、128㎡のうち72.88㎡に賃借権を設定し、進入路として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は先ほどと同じく13ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、来客用の駐車場を設置するに当たり、その進入路を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め鋼板高さ43.5cmを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青和学園の東約1,660mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明

や御意見はございませんか。

収受番号5-1048及び5-1049については、津久井地区担当委員、榎田和子委員、お願いいたします。

15番（榎田委員）

12月21日に、井上推進委員と現地を調査してまいりました。先ほど事務局の説明のとおり、ブルーベリーの関係の駐車場かなというの現地へ行ってよく分かりました。13ページの地図でいきますと、該当する土地の右側に細い道路がずっと下へ下っていますが、これは緩やかな斜面で下りています。これを下りきっていったところの右側に太陽光発電の設置がなされております。以前、太陽光の間にブルーベリーを植樹するというお話がありましたが、そのほかにビニールハウスが何棟か建っております。その駐車場かなと推測しました。現地を見ましたところ、13ページの図の真ん中に国道がありますが、この国道は、左のほうへずっと行きますと、青根を越えて山梨県のほうへ向かう道路です。この2つの申請地なんですけど、広いほうにつきましては、この国道からかなり下がっています。進入路は国道と同じ高さです。その間に点々がありますけど、これは旧道のような感じです。ですから、進入路を造ることになりますと、国道から5-1048のところを下りるためには、かなり緩やかなスロープを造らないと下りられないかなという感じがしました。上の進入路のところから旧道のところまではかなり段差がありますので、これを削って、緩やかなスロープにして、どこか周りに車を置くのかなという感じです。この図でいきますと、5-1048と書いてあるところは果樹園になっておりまして、そこがまた、がたんと落ちた段差がかなりありますので、多分、そこに先ほどの事務局のお話のとおり、土留め鋼板を設置するのかなという感じがします。結局、私がちょっと気になったのは、国道からの進入路がどのように造られるのかが予測がつかなかったところがあります。あとは工事が始まって、どのように進展していくのかということ、今後も見守る必要があるかなと感じました。右側の①と書いてある矢印の辺りは、水がいつもあるわけではないんですが、水路みたいな感じで、そちらのほうは埋めないような感じになってはいますが、入るには進入路がないと、右側のほうへ下っていく細い道路だけでは、この駐車場には入りきれないかなという感じはしました。よろしく御審議ください。

以上です。

議長（八木会長）

松浦所長、補足説明をお願いします。

事務局（松浦所長）

今、榎田委員からありました進入路から駐車場へのアプローチですけれども、下の進入路、5-1049の部分を若干削りつつ、真ん中、点々のところと言っていましたけれども、そこは実は公道が1本入っています。そこも利用しつつ、ここから手前のところにスロープを造るという計画になっています。今ちょうど②の矢印が入っていると思いますけれども、そのちょっと右側ぐらいまでがスロープで一旦降りてくるというような造りになります。この北側、ちょうど5-1048の矢印が入っているところがありますけれども、そちらの側に主に駐車スペースを設けるというような計画でいただいております。あと、スロープのところについては間知ブロックを積んで崩れないようにしつつ、路側用のガードレールをつけつつ、車が落ちないようにというような計画で考え

られています。幅員については4.24mと伺っています。国道413からアプローチのほうへ抜ける進入路部分、5-1049については、幅員が約7m取れるという計画で、今、お出しいただいています。

以上、補足をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

[なしの声]

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第66号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程5議案第66号については、原案のとおり決定いたしました。

議案第66号の議事が終了いたしましたので、2番八木拓美委員には、議事にお戻りいただくようお願いいたします。

2番 八木拓美委員 会議参加

日程6 議案第67号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

それでは、続いて日程6議案第67号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、12ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第67号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号3-185から3-196及び3-1058から3-1065は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和3年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13ページから20ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権設定をするものです。

整理番号3-185から196までの本庁管内分について説明します。

3-185から3-188までは新規の申請です。

3-189から3-196までは、期間満了に伴う更新の申請です。

13ページを御覧ください。

整理番号3-185は、既存の農地所有適格法人が、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は14ページを御覧ください。契約期間は3年、件数は1件で1筆、面積は990㎡です。

続きまして、整理番号3-186及び3-187は、耕作者が経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は15ページを御覧ください。契約期間は3年、件数は2件で3筆、面積は1,928㎡です。

続きまして、整理番号3-188は、既存の農地所有適格法人が、経営規模拡大のため新たに利用権を設定するものです。案内図は16ページを御覧ください。契約期間は3年、件数は1件、1筆で、面積は955㎡です。

続きまして、14ページから16ページの整理番号3-189から3-196までにつきましては、期間満了に伴う更新の申請です。件数は8件、10筆で、面積は11,751.89㎡です。

本庁管内の合計件数は、12件、15筆で、面積が15,624.89㎡です。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは引き続き、津久井事務所管内の8件について説明いたします。16ページから20ページまでを御覧ください。

3-1058から3-1061までは新規の申請、3-1062から3-1065までは期間満了に伴う更新の申請です。

まず、16ページの整理番号3-1058は、耕作者が経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は17ページを御覧ください。契約期間は3年、件数は1件、1筆、面積は7,435㎡のうち1,000㎡です。

続きまして、整理番号3-1059は、耕作者が経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は18ページを御覧ください。契約期間は5年、件数は1件、2筆、面積は1,883㎡です。

続きまして、整理番号3-1060は、既存の農地所有適格法人が、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は19ページを御覧ください。契約期間は5年、件数は1件、1筆、面積は309㎡です。

次に、整理番号3-1061は、解除条件付法人の新規参入に伴い、利用権を設定するものです。案内図は20ページを御覧ください。契約期間は11年、件数は1件、2筆、面積は2,326㎡です。今回の利用権設定農地においては、醸造用のブドウを栽培していく予定です。

続いて、整理番号3-1062から20ページの3-1065までは、期間満了に伴い提出された申請で、件数は合計で4件、8筆、面積は合計で4,710㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1番（西山委員）

3-185、賃借料18万円とありますが、これ、何を作るんですか。

事務局（伊藤担当課長）

こちらはワイン用のブドウを栽培する計画です。

以上です。

1番（西山委員）

はい。

議長（八木会長）

よろしいですか。

1番（西山委員）

はい。

議長（八木会長）

ほかにございませんか。

16番（藤村委員）

3-1061、借手の耕作面積がゼロですが、どういう方でしょうか。

事務局（松浦所長）

先ほどもお話ししましたが、醸造用のブドウの栽培を予定されています。本当の新規です。解除条件付ということで、市と契約を結びながら、今回、農業委員会に利用権の設定の申請が出ているものです。代表者の方は、今現在もワインの關係に携わられていて、自ら会社を立ち上げて、今回、参入をしたいということで考えられて、こちらに利用権の設定の申請をされてきました。現在も、別な箇所を経験を積みながら、お手伝いという形でやられていると。今後も、自らの農園を管理しつつ、ほかの方といろいろな交流しながらノウハウを学んでいきたいというようなことで期待をされているということであります。期間は11年ということで長いんですけども、先ほどありましたように、ブドウを一から作るということなので、どうしても3年とか5年ということではなく、長期の11年ということで所有者さんと話がついて、こちらをお借りするとい

うことでお話を伺っています。

補足については以上になります。よろしく願いいたします。

16番（藤村委員）

結構だと思うんですけど、どうせやってくれるなら、もっと、どんどん借りてくれたら面白いと思うんですけど、そういう話には、まだ、ならないんだね。

事務局（松浦所長）

事業計画を出していただいている中では、今回については2,300㎡ということですからけれども、5年後の目標で100アール作付面積を伸ばしていきたいということですので、今後、借入れするというようなことでお話は進んでいくのではないかと考えています。

以上です。

16番（藤村委員）

はい、ありがとうございます。

17番（高橋委員）

この辺って、猿が出るのでは。小型柵とか、そういうのはなくても大丈夫なんですか。ちょっと聞いてみただけですけど。

以上です。

事務局（松浦所長）

多分、この辺りは地元の藤野の方が一番よく御存じだとは思いますがけれども、確かにおっしゃるとおり、獣害は厳しいと思います。ほかの農業者さんもそうですけれども、やはり、電柵で囲ったりとか、あとは実際に、本当の柵というか、網をかけて、特にブドウ、あと、ブルーベリーもそうかもしれないですけども、空から狙われるということで完全に網をかけられる方もいらっしゃいますので、その辺りのところも含めて、参入するときに考えながらやられていくのだろうなとはこちらでは考えています。

以上です、よろしく願いします。

17番（高橋委員）

はい、分かりました、ありがとうございます。

議長（八木会長）

ほかによろしいでしょうか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第67号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程6議案第67号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第68号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第68号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、21ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第68号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号3-76から3-78は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和3年12月10日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和3年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、22ページを御覧ください。

整理番号3-76から3-78は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。いずれも令和3年12月31日まで他の耕作者に利用権を設定していた農地について、耕作者を変更して、新たに利用権設定をするものです。件数は3件で、筆数6筆、面積は5,686㎡です。

整理番号3-76については、大島の農地3筆について、耕作者が変更になっています。案内図は21ページを御覧ください。契約期間は2年11か月、面積は3筆、3,671㎡で、露地野菜の作付を予定しています。

続きまして、整理番号3-77については、下溝の農地2筆について、耕作者が変更となっています。案内図は22ページを御覧ください。契約期間は2年11か月、面積は2筆、1,520㎡で、露地野菜の作付を予定しています。

続きまして、整理番号3-78については、当麻の農地1筆について、耕作者が変更となっています。案内図は23ページを御覧ください。契約期間は2年11か月、面積は1筆で、495㎡、水稻の作付を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第68号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第68号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 報告第59号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に
ついて

日程 9 報告第60号 農地所有適格法人の報告について

日程10 報告第61号 特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止に
ついて

日程11 報告第62号 農地造成工事の完了報告について

日程12 報告第63号 非農地証明書の発行について

日程13 報告第64号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対す
る調査結果の報告について

日程14 報告第65号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について

日程15 報告第66号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程8報告第59号から日程15報告第66号について、御発言がございましたら、
お願いいたします。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

ないようですので、以上で日程8報告第59号から日程15報告第66号を終わります。

それでは、以上をもちまして相模原市農業委員会第34回総会を終了いたします。